

1章 はじめに

ガイドラインの概要

- ・景観計画の基本的な考え方を踏まえ、良好な景観形成を図るための屋外広告物の具体的な配慮事項（誘導内容）を示したものの
- ・条例・規則に基づく規制内容についても、図面や事例写真などを示しながら、わかりやすく解説
- ・本ガイドラインの活用により、広告景観の質的な向上を図ることを通じて、茨木らしい魅力的な景観の実現を目指す。

目指す広告景観の方向性（基本理念）

自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

ガイドラインの記載内容

①(広告景観における)本市の目指す姿や基本的な考え方[1章]、②広告物を掲出する際の配慮事項(共通、種類別、地域別)[2~4章]、③条例・規則に基づく規制内容等[5・6章]

- <策定の背景>
- ・本市の景観像に馴染まない屋外広告物が掲出されており、配慮を求めていく必要がある。
 - ・望ましい広告物のあり方を具体的に示したものがなく、適切な誘導に限界がある。



2章 共通の配慮事項<5つの基本事項> (5項目)

【規模・配置】 まちなみや自然景観に調和した規模・配置とする。

- ・まちなみや自然景観に調和した規模とする
- ・配置・配列を整理する
- ・同じ情報の反復を避ける
- ・まちなみに適した文字の大きさにする



【形態・意匠】 まちなみに調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする。

- ・まちなみに調和した形態・意匠とする
- ・建物と一体的に計画する
- ・情報を整理する



【色彩】 まちなみや自然景観に調和した色彩とする。色彩の特性を活かし、見やすさやわかりやすさに配慮する。

- ・まちなみに調和した色彩とする
- ・自然景観に調和した色彩とする
- ・高彩度色や色数を抑える
- ・見やすくてわかりやすい色彩とする



【照明】 過剰な照明は控え、周辺環境に調和したものをを用いる。

- ・過剰な照明を抑える
- ・地域特性に応じて演出する



【適切な維持管理】 屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全を確保する。

- ・定期的に点検する
- ・適切に維持管理する
- ・通行の安全を確保する

3章 広告種類別の配慮事項 (9項目)

【屋上】 原則として屋上広告物の掲出を控える。

- ・掲出を控える
- ・建物と一体的に計画する
- ・まちなみや背景となる自然景観の眺望に調和した意匠とする



【壁面】 建物やまちなみに調和した意匠・配置・色彩とする。

- ・建物と一体的に計画する
- ・建物の低層部に掲出する
- ・まちなみのイメージを損なわない形態・意匠・色彩とする
- ・集約する



【突出】 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する。

- ・突出幅を最小限にする
- ・整理・集約化する
- ・掲出する位置、配置を整える
- ・建物やまちなみに調和した形態・意匠・色彩とする

【地上】 通りの見通しやまちなみの連続性に配慮した規模・掲出位置とする。

- ・見通しや連続性に配慮した規模・掲出位置とする
- ・整理・集約化する
- ・まちなみや背景に調和した形態・意匠・色彩とする
- ・板面以外に配慮する



【簡易】 必要最小限の掲出とし、無秩序な掲出を控える。

- ・(広告旗)必要最小限の掲出とする。通行や見通しを妨げない
- ・(立看板)通行や見通しを妨げない
- ・(はり紙・はり札)期間を限定し、必要最小限の掲出とする。表示方法を工夫する

【映像装置付き】 周辺環境への影響が最小限となるように掲出する場所や表現方法を工夫する。

- ・閑静な場所や交通の支障となる場所等への掲出を控える
- ・建物の高層部への掲出を控える
- ・明るさや動きを控える
- ・音響の使用は最小限とする



※その他、窓面利用・車体利用広告物、公共サインに関する記載あり

4章 地域別の配慮事項 (7項目)

【閑静な住宅地】 落ち着いた生活環境を保全するため、掲出を控える。

- ・掲出を控える
- ・まちなみに調和させる
- ・照明の使用は必要最小限とする



【駅前広場】 周囲から突出して目立つことは避け、品格と賑わいが感じられる表示とする。

- ・品格を高める
- ・賑わいの連続性を創出する



【駅から延びるメインストリート】 通りの見通しに配慮しつつ、賑わいの連続性を創出する。

- ・賑わいの連続性を創出する
- ・通りの見通しを妨げない
- ・建物の低層部に集約する



【幹線道路沿道】 見通し景観に配慮し、秩序のある沿道空間を創出する。

- ・見通しに配慮した規模・配置とする
- ・沿道景観に調和し、秩序のある形態・意匠・色彩とする
- ・交通安全を妨げない



【山間部】 原則として屋外広告物の掲出を控え、掲出する場合は豊かな自然景観（北摂山系等）の眺望を妨げないようにする。

- ・掲出を控える
- ・自然景観に調和した規模・色彩・素材とする
- ・適切に維持管理する



※その他、商業施設が混在する住宅地、工業地に関する記載あり

5章 茨木市屋外広告物条例・規則に基づく規制内容 及び6章 許可申請手続き

<規制内容>

屋外広告物を掲出するための確認フローや条例・規則に基づく規制内容などを解説

条例・規則に基づく規制内容

①禁止広告物、②禁止物件、③禁止区域、④適用除外、⑤許可区域等、⑥許可基準と配慮事項 など

<許可申請手続き>

屋外広告物の掲出に必要な許可申請手続きのフローや必要となる書類、管理義務などを解説

許可申請のフロー

(景観形成地区への掲出の場合は事前協議→)許可申請→許可手数料の納付→許可→掲出 など